

相続税を納めるほど財産はないので、
『相続』は関係ない！」

しかし家庭裁判所で、
相続に関係する調停の多くは、

相続税を納める相続より
相続税を納めない相続のもめごと、

という統計上の数字もあります。

そこで今回は、

このような争いを起こさないためにも、

相続税を払う、払わない、
と資産の総額を計算する前に、

自身の資産を
親として自身が責任を持って、
子どもに分ける。

資産分割の仕方を決め、
その記録を、
遺言書として残しておけば、
後々残された相続人、
つまり子どもたちがもめることはないでしょう。

その書き方のポイントを3つ考えてみます。

(1) 資産を書き出すことと相続税もチェックする

まず親がすることは、
自分が持っている資産の一覧表を作ることです。

- ・ 現金
- ・ 預貯金
- ・ 株式や投資信託などの金融資産
(今売却した時の価格を調べてください)
- ・ 保険商品

(商品の内容によって異なりますが、
積立ての商品は、今解約した時の返戻金額です。
また掛け捨ての商品は、計算の必要はありません)

- ・ 不動産や自家用車
(今売却した時の金額を調べてください)
- ・ 金や骨とう品など
(売却時の価値で計上します)
- ・ 住宅ローなどの負債
(負債として計上します)

これらすべての資産の金額を一覧表にします。

なお、相続税が必要かは、
ここで算出した数字から計算してみます。

まず基礎控除額を計算してみます。

「3,000万円+600万円×法定相続人の数」
法定相続人には、通常配偶者と子どもです。

資産額の総計が、
この基礎控除額以上になれば、

資産額の総計から基礎控除額を引いた金額に、
相続税がかかる可能性があります。

相続税が必要な場合は、
その対策も必要です。

事業を営んでいる方は、
自社株の対策なども必要になります。

(2) 原則平等に分ける

資産の総額の一覧表ができたところで、
次に、
資産を原則平等に分ける一般的な考え方を

お伝えいたします。

その家庭に代々伝わっている
「しきたり」があれば尊重すべきです。

根本的なところで、
親は、今住んでいる家、
つまり子どもたちにとっては実家を、
複数の子どもがいれば、
子どもうちに誰かに、
相続したいと思うでしょう。

しかし、相続できる資産が、
現金、株などの金融資産とこの実家の場合で、
子どもが二人ならば、

資産の分割を、
現金+株（金融資産）と実家の二つに分けて、

金額的に平等に分けられるように、
現金などで調整しても良いかもしれません。

しかし、子ども二人とも、
すでに実家から離れたところに、
持ち家があり暮らしていたら、
実家はいらないかもしれません。

その実家は、両親が亡くなったら、
・売却する
・リフォームして賃貸で貸す
・子どものどちらからが引っ越して住む
・孫が住む
さまざまな方法が考えられます。

どの方法にするにもお金はかかります。

売却をするにも、
売却するまでに費用は掛かります。

このほかにも、
相続には、相続税はかからなくても、
お金がかかる場合もあります。

従って、平等に分けることは必要ですが、
もらったがにかかる費用も含めて、
分割する案を作成することが必要です。

また、もらう子供たちも、
もらう資産の中には、
いわゆる負の資産が含まれ場合もあります。

従って、親が活着ている間に、

自分の気持ちを親に伝えておくことも必要です。

(3) 遺言書は子ども前で書く

贈る側、もらう側、
どちらも
満足いく資産の分割ができればよいのですが、

そのためには、
親子で話し合って、
いわゆる遺言書を、

親子の目の前で、
親が書いておくのが良いでしょう。

言い換えれば、
もめごとの種があれば、
ここで摘んでおくことです。

もし、このような遺言書を書いたと、
第三者に話したら、

その内容はおかしいなど
と疑問を挟まれるかもしれません。

疑問を言う方とは、
同じ家庭環境ではありえません。

親子で決めて書いた遺言書を信じて

行動すべきです。

親が、
自身や先祖から築き上げた資産を、
何の分割案もなく
子どもに託すだけで、
亡くなった場合、

争族の原因にもなりかねません。

親は、
子どもが喧嘩をしたら、
仲裁してくれます。

親が亡くなってから、

兄弟で喧嘩が始まったら、

わざわざ、仲裁役を探すことが、
必要になることもあるのです。

上述の3つのポイントを参考に、

遺言書を書いておきたいものです。

■「人生の添乗員 (R)」からのワンポイントメッセージ

相続税はかからない相続でも、

遺言書の役目は重大です

■人生の添乗員 (R) 牧野寿和のプロフィール

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる

公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー

開業 16 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）以外は、名古屋で生活をする。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。業務で世界各地を廻っていた時、日本の方と他国の方々のお金との付き合い方の違いを感じていた。そんな時渡米した折に、初めてファイナンシャルプランナーの存在を知り、日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。

2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。

これまでに、延べ 900 件以上の様々な相談に対応。

現在は、相談者へのプランニングの助言と提案を主な業務とし、

相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）協会 CFP（R）認定者
- ・ 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士（資産設計提案業務）
- ・ 福祉住環境コーディネーター
- ・ 総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ～テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<出版>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

なぜ、「人生の添乗員（R）」なのか？

詳しいプロフィールはこちらから

現在、相談を受けている方は、名古屋市内はもとより
愛知、岐阜、三重県、
ご紹介をいただいて、首都圏や関西にも
足を延ばす機会が増えてきました。

「人生の添乗員（R）」どこまでも行きます。

他人を気にすることなく、
相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

*:

■編集後記

*:

遺言を書くには、
公正証書遺言など
正式な書面が必要な場合もあります。

それとは別にして、
よく言われていることですが、

結婚をすれば、
配偶者などに関わる
新しい親戚とのお付き合いが生まれます。

その中には、
正論を言っではいるのですが、

今までの親戚付き合いでは、
馴染まない発言をする人もいるでしょう。

話がややこしくなる前に、

親の残した遺言書を尊重すべきです。

【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

来週もご愛読のほど、
よろしく願い申し上げます。

「人生の添乗員」「人生の行程表」は牧野寿和の登録商標です

■ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：

牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

■登録・解除は、ご自身でお願いいたします。

こちらから出来ます。

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

■本メルマガに関するご意見・お問い合わせはこちらまで
お願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社 公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

■記事内容に関してのトラブル等について当方では一切責任を負いかねます。
ご自身の責任でご判断下さい。
